

## 平成27年度府中市子ども・子育て審議会第2回利用者負担等検討部会 議事録

▽日時 平成27年7月8日(水) 午後5時30分から午後7時00分

▽会場 府中市役所 北庁舎3階 第2会議室

▽出席者 委員側 近藤会長、原口副会長、木下委員、坂田委員、柴崎委員、鈴木委員、田中委員、長崎委員、平田委員、横山委員、米澤委員(11名)

事務局側 桜田子ども家庭部長、田中子ども家庭部次長、小森保育支援課長補佐、前澤子育て支援課長、市ノ川子育て支援課長補佐、山田学務保健課長補佐、小林保育支援課管理係長、塚本保育支援課支援計画係長、須田保育支援課認定給付係長、加藤子育て支援課推進係長、河野学務保健課学務係長、織田保育支援課認定給付係職員、田村保育支援課認定給付係職員

▽欠席者 なし

(開会)

### 事務局

皆さんこんばんは。それでは定刻となりましたので、ただいまより、平成27年度府中市子ども・子育て審議会第2回利用者負担等検討部会を開催いたします。

まず、配付資料の確認をさせていただきます。なお、資料番号につきましては、第1回の検討部会からの続き番号とさせていただきます。

(※事務局 資料確認・説明)

それでは会長、よろしくお願いいたします。

### 会長

皆さんこんばんは。足元のお悪い中、第2回目の会合ということで、よろしくお願いいたします。

それでは、今日は配付資料の内容によって区切りながら、説明をいただくということになるかと思っておりますけれども、よろしくお願いいたします。

まず、事務局から、今日の出席及び傍聴等についての連絡があれば、よろしくお願いいたします。

### 事務局

それでは、本日の会議についてご案内いたします。

本日の会議は委員定数11名、全員の方にお集まりいただいておりますので、子ども・子育て審議会条例第8条第2項の規定により、有効に成立することをご報告いたします。

次に、本日の部会の傍聴でございますが、府中市附属機関等の会議の公開に関する規則に

より、7月1日号の「広報ふちゅう」及び市ムページで傍聴の募集をいたしましたが、今回の応募はございませんでした。

**【次第1 議題（1）待機児童の定義について】**

**会長**

ありがとうございました。

それでは、早速、次第に従って、順次始めていきたいと思えます。まず最初に「待機児童の定義」ということで、事務局よりよろしくお願ひいたします。

**事務局**

（※資料7 「保育所等利用待機児童の定義」説明）

**会長**

ありがとうございます。前回、今年度からかなり待機児童が変化しているというところで、最新の考え方、市の現状を説明してほしいということで今、ご説明いただきました。何か、今の点についてご質問あるいはご意見でも結構ですが、どうでしょうか。

**委員**

聞き逃したかもしれませんが、注8のところ、「育児休業中の場合、待機児童に含めないことができる」とありますが、府中市は含めているのですか、含めていないのですか。

**会長**

その辺をすみませんがお願いします。

**事務局**

府中市は含めないというふうに回答してございます。

**会長**

よろしいですか。今の資料7の件についてほかにどうでしょうか。では、資料8以降のところをご説明いただきながら、また、ぜひいろいろと、質問や議論をお願いしたいと思います。

**【次第1 議題（2） 運営費の財源について】**

**事務局**

（※資料8 「私立保育園運営費の財源について」説明）

**会長**

ありがとうございました。私立保育園の運営費の財源ということで、19年から26年の

比較ということも含めながらご説明がありましたが、今の件について、何かご質問等おありの方はお願いしたいのですが、どうでしょうか。

では、説明を先に、資料9をお願いしたいと思います。

#### 【次第1 議題（3）利用者負担額について】

#### 事務局

（※資料9 「特定教育・保育及び特定地域型保育事業利用者負担額について」説明）

#### ○会長

ありがとうございます。国の基準と府中市で定めた実際の利用者の負担額ということで、見比べながら、どうなっているのかということも含めてご覧いただいて、「この辺がちょっとわからないんだ」というところがあれば、4月から新しい制度になりましたので、ちょっとつかみにくいかもしれませんので、ご質問等あればお願いしたいんですけど、いかがでしょうか。

#### ○委員

資料2の4の2号認定、3号認定の部分を図示したのが、私立幼稚園、私立保育園、資料8の2ページの歳入部分でわかるというふうに考えていいんですか。国の基準は2ページの色分けしている国基準分の歳出の下の歳入が、市一般財源保育料、赤いところ、国基準の利用者負担というのが、つまりこの資料2の4の部分で、「これではかわいそうだから」ということで、市が一般財源から補てんしているのが資料9の2面というふうにとらえればいいんですね。だから、つまり、「国基準の利用者負担はこのぐらい高いんだけど、市がこれだけ一般財源から補てんをしてるんですよ」というのがこの図ですよ。という確認です。

#### ○会長

今の点に、一応ご質問も含めまして、確認でご説明いただいてよろしいですか。

#### ○事務局

ただいま、委員がおっしゃったとおりでございます。それで、若干補足させていただきますと、資料2の4の利用者負担のところ、委員がおっしゃるとおり、資料8の3ページの市一般財源保育料、これを足した部分ということになりまして、違う表でご覧いただきますと、資料8の6ページの下段に利用者分というものがございます。ここが保育料、市一般財源と保育料となっております、保育料が保護者の方からいただいている分で、国が定めている保育料が利用者分、これもお受けした利用者分でございます、黄色になっている一般財源のところ、子ども、いつも市の肩代わり分というふうに申し上げておりますが、保護者の方の軽減をするために使わせていただいている一般財源ということでございます。

それで、この保育料の部分が、おっしゃるとおり、資料9の裏面が子どもの保護者の方からいただいている保育料の徴収額表ということになります。

## ○会長

ありがとうございました。

それではほかに、今の資料9及び国の資料2の4との関係で、ご質問等ある方、いらっしゃいますか。

## ○委員

ただいまご説明いただきました資料9と資料2の4についてですが、恐らくこれは新しい制度ということで、旧制度と新制度の違いについて、もう少し詳しくご説明いただけるとありがたいと思うんですが、いかがでしょうか。

## ○会長

その辺について、よろしくをお願いします。

## ○事務局

昨年度、府中市の子ども・子育て審議会にご報告をさせていただいておりますので、本会から今回、委員さんとして出られている方には、繰り返しになってしまいますが、新たに臨時委員さんになられている方もいらっしゃいますので、もう一度簡単にご説明をさせていただければと思っています。

資料の9をご覧くださいながら、まず府中市にある幼稚園につきましてですけれども、今回の新制度に移行する幼稚園と移行しない幼稚園というのがございます。幼稚園は、市内20カ所ございますが、公立幼稚園が3カ所、私立幼稚園2カ所が新制度に移行してございまして、資料9の1号認定の利用者負担につきましては、この新制度に移行した幼稚園が対象になりますので、公立の3施設と私立幼稚園の2施設の5施設が、この資料9の1号認定子どもに係る利用者負担の月額を定めさせていただいたというのが表面のところでございます。

新制度に移行していない幼稚園につきましては、保育料は各園で定めておりまして、保護者に対し、負担軽減のために補助金を交付させていただいているというのが現状でございます。

なお、資料10を、簡単に私立幼稚園関係の補助金の一覧ということでつけさせていただいてございますが、こちらは参考にお渡しをしているものでございます。

資料の9の裏面の2、3号認定子どもに係る利用者負担の月額で、認可保育所に通う場合のこちらの料金設定ということになります。認可保育所につきましては、保育料公立、私立問わず、児童の年齢や世帯の収入に応じて市が決定し、徴収をしております。これにつきましては、新制度においても大幅には変更はございません。

なお、この階層区分、先ほど資料の2の4にもございましたが、国は8階層をお示ししているんですが、府中市ではA階層からD14階層ということで、17階層を採用させていただいてございます。こちらにつきましては、昨年度からの引き続きの階層区分を利用させていただいており、変更はございません。

主な変更点といたしましては、1つ目が、世帯の所得に基づいて算定していたものが、市

民税の所得割額を用いて算定をするというところです。

2つ目が、市民税の当該年度の賦課決定が6月ということで、ここで決定するかと思うのですが、それを反映するのが9月からということになり、例年、4月1日に保育料を定めさせていただいたものが、今回、市民税の所得割額で算定させていただくということになりますので、9月に認可保育所については保育料が変わるというルールになってございます。

最後、3つ目でございますが、利用者負担につきましては、保育の必要度に応じ、前は1項目しかなかったのですが、保育の標準時間、短時間というものを新たに国が設定をし、利用者負担が2区分となっております。

国の想定は、保育の標準時間はフルタイムの方たちを想定したものになります。保育の短時間につきましては、パートタイムで短く働かれている方を想定した形での体系というふうになってございます。

#### ○会長

先ほど、新制度の説明のご質問でしたが、よろしいですか。

#### ○委員

はい、ありがとうございました。

#### ○会長

ほかに、今の資料に関して何かございますか。

#### ○委員

もともとの財源のところ、資料8で、平成19年度から26年度までの推移ということでの財源が増えているところもありますけども、これに対しての内訳や要因といいますか、そういったところが明文化されてないところがあったので、改めての確認で、要は、19年から26年までの推移が府中市として予測の範囲内なのか、それとも異常値というか、イレギュラーな値で推移しているものなのかというところを、ちょっと確認をさせてください。

#### ○会長

その辺、財源のことで、資料8も含めて今、ご質問ありましたので、事務局、お願いいたします。

#### ○事務局

19年度から26年度に増えている要因というお話でございますが、これは、待機児解消という命題がございまして、そのために市内に、新設の私立園を増設してまいってきました。その増設に伴って、当然、お預かりするお子様が増えていきますので、その分のかかる経費の増ということが歳出全体としてございます。それに伴いまして、ルールで国と市の負担金がこれだけ増えているということございまして、前回6月10日の資料6をお持ちであれば開いていただきたいと思いますんですが、その13ページにも記載してございますが、19年度

からの施設の新設の推移が書いてございます。19年度に私立保育所が16カ所だったのが、26年度では26カ所となっていて、新設だけで10カ所の増ということでございます。これが要因でございます。

それで、見込み想定範囲かということでございますが、基本的には子どもさん1人当たりにかかる経費というのはルールで算定しておりますので、これだけ待機児解消していけば、経費が増えるというのは、待機児解消の中で伴う経費として必要な経費として見込んでこれまで来ているということでございます。

#### ○会長

よろしいですか。

#### ○委員

はい、結構です。

#### ○会長

それから先ほど、手が上がってましたので、お願いします。

#### ○委員

利用者負担について、標準時間だと保育時間は11時間、短時間認定だと保育時間は8時間だと思うんですけども、この利用者負担、保育料を見ると差が一番上のD14階層で900円しか変わらないと思うんですね。保育時間にすると一日3時間の違いがありますので、1カ月にするとかなりの保育時間の違いがあると思うんですけども、利用者負担の差と保育時間の差がかなりあり過ぎるような気がするのですが、この保育料は何をもとに決めていくのかということをお聞きしたいと思います。

#### ○会長

今のご質問は、先ほどの資料9の裏側を見ていただきますと、それぞれの年齢で保育標準時間、保育短時間があり、つまり、標準時間は11時間、短時間は8時間というのも今回の新制度なんですね。その時間が3時間違うというわりには、必ずしも金額的にその差がないのではないかと。その辺を市でどのように認識されて設定されたのかというようなご質問でよろしいですか。

もしその辺でありましたら、ご説明をお願いします。

#### ○事務局

まず、階層区分につきましては、先ほどのお話にあったように、17階層ということで、そのまま前年のものを採用させていただいたところですが、国で示しているのが、標準時間の金額に対して短時間は1.7%の減というところで、単純に1.7%という数字が出てきておりまして、そこを採用させていただいてはいます。今、ご指摘があったことを含め、標準時間、短時間の利用者負担がこの金額でいいのかどうか、その部分の差をもう少しつけ

たほうがいいんじゃないかと、まさに今回そういうご意見、ご議論を、この会議の中でしていただければというふうに思っています。

#### ○会長

ご質問よろしいですか。

#### ○委員

国の利用者負担ですが、これは結構な回数で国は改正をしているんですかね。例えば、数年に一度、金額を改正するという形ですね。あと、もう一度お聞きしたいのは、利用者負担、例えば2号認定の一番下で10万1,000円とあるんですけども、これは何か国が計算して、このぐらいの所得の人だったらこれぐらい払えるだろうということで、この額を出しているということですか。

#### ○会長

その辺もし、市で何か、わかる範囲でありましたらお願いします。

#### ○事務局

国の徴収基準の改定がどういう状況かということでございますが、私どもで認識している範囲では、平成19年のときに一回改定がございまして、それ以外は現在の状況だというふうに承知しております。平成19年のときは税源移譲がございまして、所得税から市民税への税制の改正があって、それにあわせて階層の保育料の見直しがあったということでございます。

それから、階層の所得の考え方ですが、国の試算ですと総収入ベースになりますけれども、資料9の裏面でご案内させていただきますが、大枠のところではAからC階層ですと、総収入が0円から334万円の方、それから定義もD1からD3が、334万円以上467万円未満の方、それからD4からD6、ここが467万円から640万円未満の方、それで、D7からD12までが640万円以上932万円未満の方、そしてフリーのD13、14は932万円以上の方というふうに、国が収入ベースの試算をしております。

#### ○会長

はい、ありがとうございます。この数字についてももう少し、不明なところがあればお願いしたいんですが、よろしいですか。

#### ○委員

国の基準の徴収額というのは、大体かかる額の半分くらいとってるということですよ。だから、実際にはこの倍ぐらひはかかるんですよ。だから、0歳児をお預かりすると、府中市の保育所の平均年収が760万円ぐらひだと、1人で3人見られるから、その3で割ると、1人当たり二百何十万かかるから、その半分ぐらひ利用者負担、国基準ということになるんだと思います。だから、これでも半分ぐらひ見ているということですね。国がね。

それじゃあかわいそうだからって、市がまた一般財源で出しているってことなんで、どんどんお金がかかるのは当たり前ということだと思います。1人当たり、今250万円ぐらいですか。

**○事務局**

160万円ぐらいです。

**○委員**

160万円ぐらいですか。0歳児で。だそうです。

**○会長**

はい、ありがとうございます。

この資料9のところで、ちょっと1点質問させてもらいたいんですが、標準時間の認定と保育短時間の認定、どのくらいの割合なのか。多分、ほとんどが保育標準時間の認定なのではないかというように予想するのですが、もし、そういう今年の4月以降の認定の状況がわかれば、教えていただきたいのですが。

**○事務局**

まず経過措置がございまして、継続して入所している場合、短時間の方でも標準時間を選べるという形になっております。これは今年度から突然、降って湧いた制度のためどちらかを選べるのですが、基本的にはほぼ大体、皆さん、標準時間を選択されておまして、そのうち、厳密に言えば、1%ぐらいの方が短時間をご利用になる方です。

**○会長**

ありがとうございます。大体都内でところどころ聞きますと、結構似たような形で、実質的に、地方に出ますと保育短時間が増えてくるような、そんな状況かなというふうには把握をしております。そこを確認したかったのですが。あとは、皆さんから。よろしければ、次の項へ進みますが、よろしいですか。

じゃあ、次の資料10のところを事務局より、お願いします。

**○事務局**

(※資料11 「利用者負担の構造について」説明)

**○会長**

ありがとうございます。

資料10は参考ということで、11の利用者負担の構造ということについてご説明がありました。これについて、ご質問があればお願いしたいと思います。

**○委員**



3ページなんですけど、例えば、0歳から2歳までですけども、いきなり8,000円近く、階層が1つ変わるだけで変わっているんですけども、ほかを見ると2,000円ぐらいだったり、結構差があるんですね。1万4,000円から2万4,000円や、7,900円ぐらい。年間にしますと10万円ぐらい、ちょっと変わっただけではね上がってしまっているんですけども、この階層、どのような形でつくったのかということをお聞きしたいんですけども。

#### ○会長

その辺、事務局ちょっとご説明いただけますでしょうか。

#### ○事務局

この階層につきましては、平成13年度からこういう形にしてございます。こういう形にするに当たりましては、平成11年度に、その当時の保育料の改定等々を踏まえた保育検討協議会から答申をいただいております、階層については、ある程度お納めいただく方の能力に応じて、「少し細かく刻んだほうがよろしいのではないか」というような意見も踏まえて、私どもでこういうふうにさせていただいております。

それで、ちょうど年齢が小さいお子様については、どうしても、やはりもろもろの経費がかかるというところで、年齢の区分からすると多目になっているということもございます。それと合わせて、どうしても、区切りをどこにするかという議論はいろいろあるのですが、できるだけ、基本的には毎年、収入が上がっていったりという中で、所得が変わっても極端に上がらないようにということは配慮しながらも、私どもの国の徴収基準額を市が肩がわりするバランスを踏まえて、総額を収入していくという考え方の中で、こういう階層等にさせていただいているという状況でございます。

#### ○会長

はい、ありがとうございます。今のご説明、よろしいですか。

#### ○委員

例えば調布市さんですと29段階あるのですが、どんどん階層の多いほど滑らかになってくると思うんですけども、これは系統的に無理ということなのでしょうか。例えば、もしくは下水道料金ですとか電気代みたいに、重量制限とか累進的に、使えば使うほど上がっていくような形に、そういうようなシステムはできないことなのでしょうか。

#### ○会長

今のご意見もあるかもしれませんが、階層区分をもう少し細かくというふうなことの検討経緯みたいなのがあったかどうかということで、もし、資料か何かお答えがあれば、お願いします。

#### ○事務局

平成11年の10月に、当時の保育園等協議会から報告をいただきまして、その中で、保育料について、保育料の格差の問題や、もろもろについて提言をいただいている中で、それを踏まえて、こういう階層にしております。繰り返しになりますが、そうした経過の中で、利用者の負担をされる保護者の方ですとか学識経験の方、もろもろの方の意見を踏まえて、このようにしております。

それで、階層を細かくすることができるかということですが、これにつきましては、保育料徴収を含めて、子どもはコンピューターを使ったシステムで管理をしておりますので、そこのところについては、システムの改修をすれば可能ということでございます。

今回、こうして協議会で皆さんにご議論いただくのは、まさしくこの利用者負担のところ、どういう階層区分が今後、もろもろのことを踏まえるとよろしいのかということも着目点の1つとしてお考えいただくことになるのかなというふうに思っております。

それから、先ほど、委員から、国の徴収基準の改定のご質問をいただきまして、お答えを漏らしてしまって恐縮でございます。ここで答えさせていただきたいと思っております。

実は、平成22年度に国の行政刷新会議というのがありまして、いわゆる事業仕分けを国がいたしました。そのときに、「高額の収入の方についてはもっと保育料を負担していただいたほうがよろしい」という考えで、平成22年度にさらに1ランク保育料が高い階層が追加になったということですが、それが資料の9でご覧いただけますと、裏面のD14階層のところは国の22年度の改定に伴って府中市も対応しているところでございます。

## ○会長

ありがとうございます。そのあたりはまた、今後の利用料のあり方をどうするかという、議論にもなろうかと思っております。今、一応資料11のところ、利用者負担の構造についてご説明がありましたが、そこで、もう少しご質問等お願いします。

## ○委員

6ページのところを確認させてください。

1号認定の利用者負担の月額のところ、最低の金額のところは武蔵野市9,100円に続いて7,400円、ほかの数字だけを見てしまうとそこだけ、この2つの市だけが高いように思えるんですが、これは高いという認識がよいかどうかという確認です。

## ○会長

その辺の状況、事務局もしあれば、お答えいただけますか。

## ○事務局

こちらの金額については最低額を示しているのですが、最低額のほかに、備考のところ、0円の階層がどのくらいあるかというのをお示ししておりますので、例えば、府中市が7,400円が高いということよりは、0円の階層を2つ持っているということ、ほかの市ですと、0円の階層は1階層だけのところを、府中市では2階層0円にしているところで少し、最低の金額を示しているだけじゃなく、0円の階層も含めて示すと、そ

んなに大きな差は1個だけ高いというところはないのかなというふうに考えると思います。

#### ○委員

今のお話で言うと、資料9にその一覧が載っている中で、7,400円というのは5階層の中のE3が7,400円であるが、ほかの市においては、府中市を当てはめるとE2の部分になる可能性があるという認識ですか。

#### ○事務局

そのとおりでございます。

#### ○会長

よろしいですか。ほかにどうでしょうか。資料11のところ。

そしたら、もう1つ残っていますので、資料12をまずご説明をいただいてから、また戻りたいと思います。よろしくをお願いします。

#### 【次第1 議題（4）保育料の収納状況について】

#### ○事務局

（※資料12 「保育料の収納状況について」説明）

#### ○会長

ありがとうございました。今、資料12で収納状況についてご説明いただきました。このことで、何かご質問あればお願いします。

#### ○委員

感想も含むのですが、最近、いろいろなところと未収金というか、そのところと必ずリンクするんですが、ある年度を境に回収率が非常に上がっていますが、これ、何か努力のたまものという話があったんですが、どのような努力があったのか、ちょっと参考までに聞かせていただきたいなと思います。

というのは、私たちの社会福祉法人に関しましては保育もありますけれども、介護保険事業もやっております、やはり、滞納の問題とかというのはなくはないんですね。そこは、私たちのところでも悩ましい問題でもあるのですが、これだけの高い率の回収率は何か特別な方策があるのだろうということで、参考までに聞かせていただきたいと思います。

#### ○会長

じゃあその辺、何かありましたら、お願いします。

#### ○事務局

まず、日常業務的なところで言いますと、督促状は当然ですが、電話の督促ということ

させていただいています。滞納整理のために嘱託職員を雇っておりまして、実は、変則勤務にしており、午後からの出勤で、夜遅くまでというわけではないのですが、夜、ちょっと時間をずらして、8時過ぎまで残って電話をかけていただいたりということがあります。保育所は特に、共働きの家庭が多ございますので、やはり5時以降、6時、7時近くにご自宅に戻られるということがありますので、そういった徴収員を配置したというのが1つ、大きなところではございます。それから、その徴収員によって担当を決めておりまして、夜、自宅訪問もさせていただいており、かなりの収納率を上げております。

未納の減につきましては、当然口座振替もさせていただいておりますし、今後はコンビニ収納も含めて考えておりまして、ほぼ100%徴収できればというふうに思っております。若干、過年度分は残っておりますが、確実に減らせているというのが保育支援課の状況でございます。

#### ○会長

よろしいですか。

#### ○委員

ありがとうございました。

#### ○会長

一応、今日は、保育料の収納状況についてと、12のところまで、資料のご説明をいただきました。全体を通して、この検討会合は利用者負担の検討部会ということですので、少しフリーにしますので、皆さんとしての、「こういうことをもう少し資料が必要なのではないか」とか、あるいは「こういう点が課題なのではないか」という議論も含めまして、市に対する質問ということもそこに含めて結構ですので、今回の利用者負担のあり方ということをちょっと突っ込んで議論していかなければいけないので、どんなことでも構わないんですけども、ご意見等を出していただければと思います。いかがですか。

新制度がことしの4月からスタートしたわけですけども、その新制度に移り、さまざまな議論があった中で1つ大きかったのは、利用者負担のあり方ということで、一時は、要するに応能負担という現在の、所得の能力に応じた負担のあり方ということがなくなるのではないかみたいな議論が大分あったんですね。しかし、結果的に、やはり所得に応じたそういう負担額にしていこうということに、結果的にはそういう落ちつき方をしたというのが、新制度の1つの特色なんだろうと思います。

その辺のことと、先ほど出ておりました市としての財政負担の現状というのをどう見るかということも、ここではちょっといろんな議論を交わすべきかなというふうに思っているんですけど、ほかにもいろんな論点があろうかと思っておりますけど、ちょっとフリーで構いませんので、ご意見や、市の現状に対する質問や、そこらをちょっと皆さんからお出しいただいたほうがありがたいかなと思うんですが、どうでしょうか。

#### ○委員

階層の分布みたいなものがあると参考になると思います。平均が大体どこら辺にあるのかなというのは知りたいです。

#### ○会長

市としての、要するに階層分布ですね。どのくらいが何%以上かとか、そこらあたりの数字は出そうでしょうか。

#### ○事務局

資料9の裏面をご覧くださいまして、2号、3号の保育所の保育料についてご説明をさせていただきます。

平成26年度の決算の数字でございます。つまり、平成26年度中にいただいた保育料の収納状況での割合をお示しさせていただきます。AからCの階層につきましてはおおよそ8%、それから、Bの1からBの3、ここの区分もおおよそ8%でございます。それから、Bの4からBの6、ここが33%、Dの7からDの12、ここが43%、以下13、14のところは約8%という状況でございます。

#### ○会長

ありがとうございました。今の資料の9の裏の面の階層区分のところに従って、現状のところですね。数字が出されましたので、後で結構ですので、それ簡単にちょっと、資料でお示しいただいて、皆さんに配付いただければと思います。

ほかに今のようなご意見、あるいはこういうデータがもっと必要ではないかというふうなことも含めて。

#### ○事務局

今多分、階層で、できれば人数を出したほうがもしかするとわかりやすいかなと思います。今回の会議の中で、もしよろしければ、階層ごとにどれぐらいの方たちがいらっしゃるのかという資料をお出しさせていただければと思います。

#### ○会長

次回、人数とか、そういうことも含めながら、市内の階層分布ということをもう少しわかるようお願いをしたいと思います。

ほかにいかがでしょうか。

#### ○委員

利用者負担の構造についての各市の一覧表があるんですが、府中市は2階層0円と書いてありますから、これは生活保護世帯と市民税非課税世帯が0円というふうに考えればいいわけですね。そうすると、ほかの市は1階層0円というのは生活保護世帯のみ0円、2階層目では有料ということで、以前の保育料の検討協議会で意見が出たと思うんですが、市民税の生活保護世帯以外は、生活保護世帯は0円でもいいけれども、市民税非課税世帯に関しては

徴収すべきじゃないかという記録があったんですね。

これは私の意見じゃありませんが、その主たる意見を要約すると、「うちに居ても昼飯は食わせるんじゃないか」。だから、そのお金があるのだから、保育園に行って食べさせる世帯は、収入が少ないとはいえ、徴収したほうがいいのではないかというような議論があつて、結構その件でもめたというか、議論が出たことがあるので、よその市は1階層0円というふうになっていて、府中は2階層0円になっているので、その辺も考えたほうがいいかなという意見が1つ目です。

それから2つ目は、先ほどから新制度というお話が出ていますけれども、これは幼稚園をやっている側から見た新制度の考え方ですが、まず、ほとんど変わらないと思つていいと思つています。幼稚園が変わろうとするとかなり変わるのですが、ですから、新制度になったというふうな前振りを振ると、すごく保育園の部分も変わってきたのかなというふうにお考えになるかもしれませんが、保育園自体はほとんど全く変わってないというふうに逆に私は思つていますので、もしそれでよろしければ、保育園の部分は、子ども・子育て新制度では余り影響を受けてないんだというのを、ちょっと私は申し上げたいと思つています。

#### ○会長

ありがとうございます。そこらあたりのことに関してでも結構ですが、ご意見、ご質問、もう少しいただければと思つています。どうでしょうか。

それとちょっと、現状で教えていただきたいのですが、利用者負担という点で、保護者の立場から保護者負担のあり方を見たときに、先ほど、幼稚園の場合に新制度に移行されるところが5園あるという、公立3園や私立にあるということでしたけども、そのあたりのところで、例えば、保護者の負担額の状況が変わったのか、それとも大きく変わろうとしているのかというような、そういうことが客観的にわかるような、何か数字が出るのかどうかということを知りたいんです。

#### ○事務局

また次回の会議の中で、その辺をお示しさせていただく資料をつくらせていただきまして、ご説明させていただければと思つています。よろしいでしょうか。

#### ○会長

はい、ありがとうございます。

ほかに委員の皆さん、いかがでしょうか。

#### ○委員

一番初めに質問させていただいた財源のお話があつたと思うのですがけれども、それで、一番最後のところの対応というか、市の保育料の納入状況のところの入額を他の市と比較をすると、結構なばらつきがあるんですけれども、立川市なんかと比べると府中市は高い。実際にお子さんがある方だけではなくて、納税者の考え方からいくと、いわゆるこれに使われているお金の財源について、推移は先ほどお話を伺つたとおり、「子どもの人数が増えている」

というところはあるんですけども、ほかの市に比べたら、市の財源を使っている比率といたしますか、府中市に関しては割と手厚くやっているんだよとか、そういったところをちょっと比較ができればなあというのを感じました。

そういった意味では、利用者負担の判断について、資料11のところや、先ほどご質問させていただいた1号認定の最低の金額など、これだけを見てしまうと、どうしても余りに差がないなというようになってしまいます。そういった意味でから、財源の使われ方についてご質問になります。よろしくお願いします。

## ○会長

その辺、もし何か、資料的に考えられることがあったらお願いしたいんですが、どうでしょうか。

## ○事務局

本日の資料の中でのご説明をさせていただきますと、お配りしております資料8の2ページを、まずご覧いただきたいと思います。

先ほどご説明したとおり、国基準分、それから都負担分、市単独分ということがございます。国基準分につきましては、基本的には3ページもあわせてご覧いただきたいんですが、国が2分の1、都と市が2分の1、これについては、すべて全国統一でございます。

それで、国基準の利用者負担のところの赤字のところは保育料、これが保護者負担、それから、市でどれくらい負担させていただくか、この割合のところは各市によって変わってまいります。私どもで、まだ26年度の決算の状況が、各市の部分、すべて把握はできておりませんが、25年度の状況でいきますと、ほとんど26市が大体、この国基準の利用者負担額の半分程度を市が負担をするということを目安にして、保育料として保護者の方からいただいているという状況があります。ここで何市かは、この利用者の保護者の方の負担の率の見直しをかけたというふうに聞いておりますので、そこがまた、最新の状況が整備できれば、必要に応じてお示ししてまいりたいと思います。

それから、都補助対象分については、各市町村に対して都が補助割合が一定でございますので、ほとんど、その割合に応じた差分について、どこの市でも同程度の割合で負担をしているということだと思います。

それと、市単独分というのは、すべて一般財源でございます。これについては、国基準分、それから都補助対象分で保育所を運営していくのに加えて、府中市としてさらに市の方針等々に基づいて保育を充実していただきたい、一言で言うと、そういう趣旨で市が単独でお出ししている部分でございます。ここについては各市の考え方で、どれくらい充実のために支出しているかというのは差が出てくるというふうに認識しております。

## ○委員

ありがとうございます。国基準のところも、この保育料にかかわるところで、市の一般財源がどれくらい負担をしているかによって、保育料の徴収、収入額が変わってきますというところがあると思います。資料12の一番最後のページの納入徴収額というところは、各市

で結構差があり、単純に市の一般財源を使っている部分が多いとか、それとも、単純に子どもの人数が少ないのかというところで率も変わってくるのかなと思ったものですから、先ほど、比較対照に出した数字の立川市のところは、約半分近くまでというふうになっていたもので、単純に子どもが少ないかというような認識でよいかどうかというところでした。単純に子どもの数字というか人数の数字というか、徴収額に対する人数が入っていると、そこは判断もできるかなと思ったものですから。

## ○会長

その辺、何かあれば、事務局、お願いします。

## ○事務局

今のご質問で、現在の額による国基準に対する保護者負担割合が、それぞれの各市で定めております。府中市の場合、約大体50%を市で負担をさせていただいているというところ です。各市、ここで新制度に伴いまして、市の負担割合の見直しというのは進めている実際のところではございまして、資料にはちょっとお示しはしていないんですが、この新制度に伴いまして、同じように検討協議会、審議会を行い、どれぐらいの負担割合をしていくのかというところも含めて、議論は今、始まっているというところ です。その辺も、今回の会議の中で、他市がどれぐらい負担をしていくかというところについてお話を多分していかないと いけないところではないかなというふうに思っております。そこもまた、次回以降の会議の中で資料としてお示しをさせていただければと思います。

ちなみに、武蔵野市さんはここである審議会をされて、保育料の負担割合の部分についても、検討を始めているということも聞いてございます。私どもも資料を集めさせていただいて、次回以降また、資料としてお示しをさせていただきます。

## ○会長

よろしいですか。ほか、どうでしょうか。全体を通してでも構いませんけれども。

## ○委員

新制度について、幼稚園が公立3園で私立が17園で、計20園のうち、5園が新制度に移行しましたという話があります。東京都全体で言うと、私は学校法人ですが、学校法人の幼稚園は93%が移行していません。全国レベルでも、74%ぐらいの園が移行していません。特に東京都が移行しないというのは、東京都の幼稚園の在園園児数の平均が約200なんですね。ところが、全国レベルで見ると、200名の幼稚園というのは大規模園なんです。大規模園で、100名の園に比べると、保育所で言うと80名ぐらいの園に比べると100名、200名になっただけで80%に減額されてしまうのですね。1人当たりの単価が。それで、300名を超えると70%になっちゃうんです、1人当たりの単価が。そうすると、全国で一番物価の高い幼稚園が、そういうふう到大規模園が多いわけですから、全国的に見ると。それで、そのまま移行すると赤字になっちゃう、一言でいうと。ということで、移行しない。文部科学省の説明もよくないからちっともわかんないので、移行しようと思っ



てもできない。ただ、法律ですから、いずれは認定子ども園になったり、施設給付型と言うんですけど、施設給付型の幼稚園に移行したりする園はどんどん増えてくると思います。

では、どうして府中で5園が移行したかという、幼稚園の設置者、つまり経営している形態は個人立と学校法人に分かれるんですが、宗教法人、お寺や神社がやっているのも個人立の範中です。そうすると、個人立の幼稚園は、今年の4月1日までに移行しないと、学校法人にしない限りもう一生移行できない。なので、府中の幼稚園の個人立の3園中2園は移行したんです。あとの3園の公立はもう廃園が決定しています。ただ、廃園までは移行しておこうということです。

ですから、大きな流れとしては、全国的にはそういうような流れでやっていますが、法律ができたことですから、いずれは移行をしていくんですが、現状の幼稚園としてはそういうことなんです。なおかつ、東京都の64%は幼稚園に通っているんですね。東京都って流入人口が多いんで、幼稚園だけやっても何とかなるんです。地方は認定子ども園みたいにしなかったらやっていけない。やっていけないので移行する人が多い。東京都は全国で一番認定子ども園からもとの幼稚園に戻した園が多いんです。それは、認定子ども園のまま新制度に移行すると赤字になっちゃう。お金のことですが、赤字になっちゃうと、園舎を建築してたりすると返せなくなっちゃう。なので、東京都はたしか28、認定子ども園を返上しているはず。なので、そういう事情があるので、幼稚園は大変化だけど、保育園、保育所に関しては変化が少ないというのはそういうことです。

それから、これは私の私見ですが、保育所の50%を市の負担というのは、これは政治的な積み重ねがずっとあって、戦後、ずっとそれを政治的に積み重ねてきて50%負担になっているはず。ですから、なかなか下げようとか上げようとか言っても、政治的な判断でやってきましたから、今、この会をやってること自体も、担当している課は大変なはず。だから、10年も20年も、減らすことをずっとほっぽっておきたい。だけど、これを担当して、あえて大変な思いをして、でも保育料を値上げしなきゃいけないのかなと議論するのは、担当課の皆さんに敬意を表します。

## ○会長

はい、ありがとうございます。新制度のそもそも、どう考えるかということも含めた大事なご意見だと思いますが、この中のご議論も結構大事だと思うので、いかがでしょうか。

今、詳しく答弁の状況説明がありました。たしか去年の秋ですね。全国的に内閣府がちゃんと統計を出していて、新制度が始まるんだけど、六千何百の私立幼稚園の中の8割近くが移行しないというふうな、それを内閣府がちゃんとデータを出したんですね。ですので、それがそのまま、新制度が始まるというところにいるんな課題の、ちょっと矛盾点がやっぱりあるのかなというふうに思います。

ただ、せっかく府中でこういう皆さん、集まっていますので、実際の府中の幼稚園、保育所や認証やさまざまな保育施設がどうしたらより、もうちょっと改善され、そういう方向になるのかということころはね、この中の議論、結構大事かなというふうに思っていますので、また引き続き、ぜひ率直なご意見をいただければと思います。いかがでしょうか。そしたら、今日幾つか事務局に、引き続き資料の提供の要請がありましたので、次回、またそれ

をあわせて、もう少し論点を絞って、この利用料問題ということを議論していくという、そういう扱いでもよろしいですか。副会長さんと連絡を取り合って、また事務局と相談しながら、次回の中でどういう点の資料とどういう論点を整理するかということを、ちょっと準備をしながら、今日は大分資料の説明が中心でしたので、次回、そんな形で進めていきたいというふうに思っております。

そんなことで、議論そのものは閉じますが、よろしいでしょうか。

それでは、事務局から次回の予定等を含めながら、お願いしたいと思います。

## 【次第2 その他】

### ○事務局

それでは、事務局より2点、確認をさせていただきます。

(※次第2 その他説明)

### ○会長

それでは、次回は8月5日の水曜日、5時半ということで、第3回の会合をよろしく願います。それから、前回の議事録のお話もありましたので、もし、ご修正等のある方は7月10日までに、事務局にお願いをしたいと思います。

それでは、特になければ、これで閉じますがよろしいですか。

じゃあ、今日はどうもありがとうございました。ご苦労さまでした。